

令和3年7月12日

保護者の皆様

豊能町教育委員会

まん延防止等重点措置に基づく要請の延長に伴う今後の教育活動への対応について

平素は、本町の教育行政推進にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び子どもたちの安全確保のため、多大なご協力をいただき、誠にありがとうございます。

大阪府では、7月8日に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、まん延防止等重点措置要請期間を8月22日まで延長することになりました。豊能町では、措置区域ではありませんが、国や大阪府、本町のガイドライン等に基づき、感染症対策を徹底し教育活動を行っていきます。

つきましては、学校での感染予防の対応について下記のとおり行いますので、これまでと同様に、マスク等の着用や健康状態の把握、日々の検温をはじめとする各ご家庭での感染予防についてご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

<まん延防止等重点措置の要請期間：令和3年7月12日（月）～8月22日（日）まで>

※今後の感染状況により期間が変更となる場合あり。

#### ○教育活動（授業）について

- ◆分散登校や短縮授業は行わず、通常どおりの活動を継続する。  
ただし、感染リスクの高い学習活動は実施しない。

#### 【制限する教育活動等】

- ・長時間、密集または近距離で対面形式となる活動等は行わない。  
例) ①音楽：室内で児童生徒が近距離で行う合唱  
②体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動  
③家庭：児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習

#### ○修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動について

- ◆旅行先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合や旅行先が緊急事態宣言措置区域については、中止または延期とする。

#### ○部活動について（特に中学校での放課後や休みの日の活動）

- ◆感染防止策を十分に行いながら実施は可能。ただし、感染リスクの高い活動は原則実施しない。  
◆部活動前後での生徒どうしによる飲食を控える。また、更衣時に身体的距離を確保する。

#### ○学校行事（体育祭・文化祭等）

- ◆感染防止策を徹底しながら実施は可能とする。ただし、感染リスクの高い活動は実施しない。

#### 【問合せ先】

豊能町教育委員会こども未来部義務教育課  
TEL 072-739-3427・FAX 072-739-3052  
E-mail : gimukyoku@town.toyono.osaka.jp